

豊川弓道会 会費規定

第1条 豊川弓道会会則第8条の規定に基づき、この規定を定める。

第2条 入会金、年会費、昇段披露金を次の区分により定め、会員は、愛知県弓道連盟の年会費と併せて納入しなければならない。

1 入会金 3,000円（内訳 豊川弓道会 2,000円、愛知県弓道連盟 1,000円）

2 豊川弓道会 年会費

級位及び段・級位なし	1,500円
初段	2,000円
弐段	2,500円
参段	3,000円
四段	3,500円
五段	4,000円
錬士五段	5,000円
錬士六段	5,500円
教士六段	6,000円
教士七段	6,500円
教士八段	7,000円
範士八段	7,500円

3 愛知県弓道連盟 年会費

大学生	2,000円
称号を授有しないもの	3,000円
錬士	4,000円
教士	5,000円
範士	8,000円

4 昇段披露金（年度単位）

段位	2,000円
称号	5,000円

第3条 前年度末時点で満80歳以上の会員は、豊川弓道会 年会費を1/2減免する。

付則

本規定は、平成27年3月29日より実施する。

付則

本規程は、平成29年3月19日より実施する。

付則

本規程は、令和4年3月26日より実施する。

付則

本規程は、令和7年3月22日より実施する。